

医療

子ども医療費受給者証

市では、中学校卒業まで子ども医療費受給者証を発行し、医療費の助成を行っています。

3月に中学校を卒業する子は、3月31日(土)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(日)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除く)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に市役所市民窓口グループまで返還してください。

母子家庭等医療費受給者証

母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で今年満18歳に到達する子は、3月31日(土)をもって母子家庭等医療費の受給資格を喪失します。

また、末子が満18歳に到達する母または父も同日で資格を喪失することになります。そのため、4月1日(日)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要に

なります。

なお、現在使用している母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還してください。

問合せ先

☎ 市民窓口グループ (内線217)

福祉

居宅介護支援券の利用期間は3月31日(土)までです

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業、シルバー人材センターの家事援助事業などに利用できる「居宅介護支援券」の利用期間は3月31日(土)までです。

現在持っている支援券については3月中に使用してください。

市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方へ手当を振り込みます

平成29年度後期分の市扶助料・市遺児手当を3月30日(金)に振り込みま

す。記帳などで確認し、振込がない場合は、連絡してください。

また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

障がいのある方へタクシー料金を助成します

対象

- ・身体障害者手帳1〜3級の方
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護保険・障がいグループで申請

申込期間 3月26日(月)から随時

利用可能期間 4月1日(日)〜1年間
※4月1日(日)より前の利用は不可

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎ 52-9871

し尿

4月のし尿収集

4月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。

平成30年4月 し尿収集作業日程表

日	曜日	区 域	日	曜日	区 域
3日	火	青木町	13日	金	田戸町
4日	水	青木町、春日町	17日	火	本郷町、呉竹町
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	19日	木	呉竹町、屋敷町
			20日	金	屋敷町、向山町
9日	月	稗田町	23日	月	向山町、小池町
10日	火	二池町	25日	水	小池町
11日	水	二池町	27日	金	新田町、八幡町
12日	木	芳川町、碧海町	30日	月	論地町、清水町

連絡先(収集業者)

高浜衛生(株)
☎ 53-0516

問合せ先

☎ 市民生活グループ (内線263)